

弥富市多面的機能支払交付金交付要綱

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」(平成26年法律第78号)、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。)及び多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。)に基づき活動組織等が行う活動に要する経費について、予算の範囲内において交付する交付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5の1に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金の交付の対象及び交付額は別表1に掲げるとおりとし、国要綱の別紙1の第5の1又は別紙2の第5の1に基づき活動組織等が作成した事業計画(以下「事業計画」という。)が市長に認定された年度の4月1日以降に実施した活動等(以下「活動等」という。)を対象とする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を申請しようとする活動組織等は、毎年度、市長に対しその定める期日までに交付申請書(第1号様式)を提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。
2 市長は、前項の規定により交付金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、第2号様式により活動組織等に通知するものとする。

(交付金に係る会計経理)

第7条 交付金の交付を受けた活動組織等は、別表2の交付金欄に掲げる経費について、適正に会計経理をしなければならない。

(事情変更による決定の取り消し等)

第8条 市長は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 第6条の規定は、前項の処分をした場合について準用する。

(事業計画の変更)

第9条 活動組織等は、事業計画の変更をしようとする場合には、国要綱の別紙1の第5の5及び別紙2の第5の6の規定に基づく計画変更の手続きをしなければならない。

(交付金額の変更)

第10条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、第4条の規定に準じて交付変更申請書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請について審査し、交付金を変更すべきものと認めるときは、第5条及び第6条の規定に準じて変更の交付を決定し、活動組織等に通知するものとする。

(前金払の請求)

第11条 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

2 活動組織等は、第6条及び第10条による交付決定の通知を基に交付金の前払いを受けようとするときは、前払請求書(第3号様式)により市長に請求しなければならない。

(状況報告等)

第12条 市長は、必要に応じて活動組織等から交付金に係る活動等の状況に関し報告を求め、又は職員に活動状況等の検査をさせることができる。

(実績報告)

第13条 活動組織等は、国要綱の別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況の報告を、当該年度の実績報告として、第4号様式により翌年度の4月3日までに市長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定)

第14条 市長は、活動組織等から前条に規定する実績報告を受けたときは、国要領の第1の9及び第2の12に基づき実施状況の確認を行い、その成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定するものとする。

2 交付金の交付決定額と確定額が相違する場合については、交付金の額の確定通知書(第5号様式)により活動組織等に通知するものとする。

(決定の取り消し)

第15条 市長は、活動組織等が交付金を他の用途へ使用し、その他交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、交付金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(活動の廃止)

第16条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合においては、第6号様式により市長に申請しなければならない。

(交付金の返還)

第17条 市長は、国要綱の別紙1の第9又は別紙2の第9に定める返還が必要となった場合、第15条に規定する決定の取り消しがあった場合、又は第16条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに交付金の返還について第7号様式(その1)により活動組織等に通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに交付金の返還方法に係る届出書(第7号様式(その2))を市長へ提出するものとする。

3 市長は、前項の届出について適当と認める場合は、交付金の返還方法に係る承諾書(第7号様式(その3))を活動組織等に通知するものとする。

4 前項の承諾を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付金の繰り越し)

第18条 活動組織等は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めるこ

とができるものとする。

(交付金の精算)

第19条 市長は、国要領の第1の11の(1)又は第2の14の(1)に定める精算に係る返還が生じた時は、その旨を第8号様式(その1)により活動組織等へ通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、精算方法等について第8号様式(その2)により市長へ通知するとともに、市長が定める期日までに精算金を返還するものとする。なお、当該活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動等を継続する活動組織等については、活動等の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。

(交付決定前の活動)

第20条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあつては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動等において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(財産の管理等)

第21条 活動組織等は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産がある場合には、国要領第2の18の規定に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

(帳簿等の備付け)

第22条 活動組織等は、国要領の第1の14の(2)及び第2の17の(2)の規定に基づき、本交付金の交付の基礎となった証拠書類及び経理書類その他関係書類等を常に整備するとともに、交付金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表 1 - ①

交付の対象		地目	10アール当たりの交付単価
農地維持活動		田	3,000円
		畑	2,000円
		草地	250円
資源向上活動（共同）	100%単価	田	2,400円（2,000円（※2））
		畑	1,440円（1,200円）
		草地	240円（200円）
	75%単価 （※1）	田	1,800円（1,500円）
		畑	1,080円（900円）
		草地	180円（150円）
資源向上活動（長寿命化）（※3）	田	4,400円	
	畑	2,000円	
	草地	400円	

【資源向上活動（共同）の交付単価について】

（※1）農地・水保全管理支払の共同活動又は資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地については、交付単価に0.75を乗じた単価とする。

（※2）資源向上活動（共同）における「多面的機能の増進を図る活動」に取り組みない場合には、交付単価に5/6を乗じた（ ）内の単価とする。

【資源向上活動（長寿命化）の交付単価について】

（※3）資源向上支払（長寿命化）の交付単価は、上限額とする。

ただし、施設の長寿命化のための活動については、平成28年度以降の新規認定に際し、交付単価の上限及び年交付額を下記のとおり設定する。

- a. 広域活動組織又は直営施工を実施する組織以外は、交付単価の上限を平成27年度までの5/6に減額
 - b. 広域活動組織を除く活動組織は、1集落あたり年交付額上限200万円
- a、bのいずれか小さい額を年交付額の上限額とする。

別表 1 - ②

交付の対象	交付額
地域資源保全プランの策定	50万円
組織の広域化・体制強化	40万円

別表 2

交付金	交付金の対象
1 農地維持支払交付金	国要綱の別紙 1 の第 4 の農地維持活動に係る経費。
2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）	国要綱の別紙 2 の第 4 の 1 の資源向上活動（共同）、同 3 の地域資源保全プランの策定及び同 4 の組織の広域化・体制強化に係る経費。
3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）	国要綱の別紙 2 の第 4 の 2 の資源向上活動（長寿命化）に係る経費。

【多面的機能支払交付金の運用について】

- 1 農地維持支払交付金について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、資源向上支払交付金の活動に使用することができる。
- 2 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）について、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の活動に使用することができる。
- 3 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）を農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の活動に使用することはできない。
- 4 繰り越した交付金（精算に伴う繰り越しも含む）については、前年度の実施状況の報告で定めた使途に従うこと。